

## 所得段階と利用者負担の上限額

実際にかかる負担額と下表の負担上限額との差額分を市から利用された施設に支払います。

所得段階	所得要件	居住費の負担上限(月額)					食費の上限(月額)	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床 室	従来型個 室 (特養) ※(1)	従来型 個室 (老健他) ※(2)	多床室	施設サービ ス	短期入所サ ービス (ショート ステイ)
1	・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・ 生活保護の受給者等	820円	490円	320円	490円	0円	300円	300円
2	世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	820円	490円	420円	490円	370円	390円	600円
3①	世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円	1,000円
3②	世帯全員が住民税非課税で、第3段階①に該当しない方						1,360円	1,300円
4	上記以外の方は軽減の対象になりませんので、施設が定める居住費及び食費をご負担いただくこととなります。							

※(1) 従来型個室(特養)は、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)又は短期入所生活介護を利用した場合の額となります。

※(2) 従来型個室(老健他)は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合の額となります。

・ 施設の設定した居住費・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額の負担となります。

・ 対象施設…特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院の介護療養型施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)注

【注：第1・2段階の方のみ、月34,500円(上限)の減額対象となります】